

実費請求規定

弁護士法人戸田総合法律事務所（以下、当事務所とします）は、依頼者の方に対して弁護士報酬とは別に請求させていただく委任事務処理に必要な実費の費目およびその計算方法を次の通り定めます。

ただし、着手金その他の弁護士費用に一部・全部の実費を含む旨の記載が委任契約書になされた場合には、その部分に係る実費のご負担をいただくことはありません。

1 請求させていただく実費の費目

- ・収入印紙代
- ・申立手数料
- ・郵便代金
- ・弁護士会照会等調査費用
- ・各種資料取寄せに係る費用
- ・謄写費用
- ・印刷費・コピー費
- ・通信費用
- ・翻訳料
- ・交通費
- ・宿泊費
- ・供託金
- ・送金手数料
- ・その他、委任事務処理のために必要なものとして当事務所と依頼者の間で合意した費用

2 以下の費目の実費について、金額の計算方法は次の通りとします。

費目	算定方法
印刷費・コピー費	1枚5円（税別）にて計算いたします。
翻訳料	外国語→和文、和文→外国語を問わず、和文1文字あたり金20円（税別）といたします。ただし、外注翻訳料がこれを超える場合には、当事務所が支払った外注翻訳料を基準とします。
交通費	合理的な移動手段について、最高運賃の等級を基準とした金額とします。

以上

弁護士法人戸田総合法律事務所
(2018年4月3日制定)